

訴訟と調停の連携

——日中比較を通じて——

立命館大学大学院法学研究科
法学専攻博士課程後期課程

じょ ぶんかい
徐 文海

厳格な訴訟手続と異なり、調停手続は多様かつ柔軟であり、紛争当事者がより手軽に利用でき、簡易、迅速かつ低廉な紛争処理が可能となる。中国においては、人民調停制度があり、訴訟上にも委託調停、先行調停、調停合意の司法確認制度がある。一方、日本においては、民事調停法や家事事件手続法が制定され、付調停や調停前置主義が設けられている。紛争をより適切に解決するため、訴訟と調停の連携が必要になる。しかし、調停については、当事者の裁判を受ける権利との関係、調停前置主義の是非、調停の既判力の有無などの課題を解明しなければならない。本論文は、日中における訴訟と調停の連携に関する各自の制度を比較して、中国の「訴調結合」に対して、立法提案または法改正の方向について検討するものである。

本稿は、4つの部分により構成される。

第1編では、中国における伝統的な調停制度の形成、発展および当時の社会背景、民衆の法律観念についての分析を通じ、中国の調停制度の歴史の淵源と概況を明らかにする。さらに、社会主義のもとでの調停制度の沿革および2010年に施行された「人民調停法」と2012年に改正された「民事訴訟法」を中心に、調停と訴訟の連携についての変化と現状を考察する。

第2編では、日本における民事調停制度を検討する。日本における民事調停の発展と変容、各時期における立法の背景と意義を分析する。特に、訴訟と調停の連携に関わる仕組みとして付調停制度の役割を明らかにする。

第3編では、家庭裁判所という独立した制度の下で行われている日本独自の家事調停について、調停前置主義、別席調停と同席調停、家裁調査官の役割を中心に、分析する。特に、未成年の子の利益を守る視点に立ち、当事者の合意解決を促進する新しい動向を指摘し、家事調停の課題を論じる。

第4編では、訴訟と調停の連携の理論上の課題について、特に、調停と裁判を受ける権利の観点から、調停前置主義、調停合意説と調停裁判説の対立、調停の既判力の問題などを検討する。以上の日中における制度の比較考察および理論上の課題の検討に基づいて、中国法に対して、民事調停法の制定、調査官制度の導入、司法確認制度の廃止などを提言する。